

佐賀県農林水産業協同組合検査規程（平成16年佐賀県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

平成28年5月27日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																		
<p>(検査命令書の呈示及び身分証明書の携帯)</p> <p>第9条 検査員は、検査を行うときは、組合等の理事その他の責任者に対し当該検査に係る検査命令書(様式)を呈示するとともに、<u>県職員身分証明書を携帯しなければならない。</u></p> <p>様式(第9条関係) 略</p>	<p>(検査命令書の提示及び身分証明書の携帯)</p> <p>第9条 検査員は、検査を行うときは、組合等の理事その他の責任者に対し当該検査に係る検査命令書(様式第1号)を提示するとともに、<u>その身分を示す証明書(様式第2号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p>様式第1号(第9条関係) 略</p> <p>様式第2号(第9条関係) (表)</p> <table border="1" data-bbox="1160 890 1839 1310"> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">写真</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">身分証明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">職名</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">生年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"> <p><u>上記の者は、農業協同組合法第94条、水産業協同組合法第123条及び森林組合法第111条の規定に基づく検査を行う職員であることを証明する。</u></p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 <span style="float: right;">印</span></p> </td> </tr> </table>			第 号	写真	身分証明書			職名			氏名			生年月日		<p><u>上記の者は、農業協同組合法第94条、水産業協同組合法第123条及び森林組合法第111条の規定に基づく検査を行う職員であることを証明する。</u></p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 <span style="float: right;">印</span></p>		
		第 号																	
写真	身分証明書																		
	職名																		
	氏名																		
	生年月日																		
<p><u>上記の者は、農業協同組合法第94条、水産業協同組合法第123条及び森林組合法第111条の規定に基づく検査を行う職員であることを証明する。</u></p> <p>年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 <span style="float: right;">印</span></p>																			

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 検査の際にこの証明書を必ず携帯しなければならない。</li> <li>2 この証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li> <li>3 この証明書を紛失し、若しくは汚損したとき、又は記載事項に変更があったときは、直ちに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。</li> <li>4 検査に従事しなくなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返納しなければならない。</li> <li>5 公印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは、無効とする。</li> </ol> </div> <p>備考 用紙の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。